

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○救急医療機関の認定

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧（二件）

○林業種苗法に基づく生産事業者登録証の変更の届出

○保安林の指定施業要件の変更（二件）

○建設業の営業の停止

○道路の区域変更（二件）

○道路の供用開始（二件）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第二十二号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条第一項及び第二項の規定による農業用ため池の設置等の届出の受理

ロ 第四条第四項の規定による情報の提供の請求

ハ 第六条の規定による勧告

ニ 第八条第一項の規定による行為の許可

ホ 第八条第三項の規定による国又は地方公共団体との協議

ヘ 第九条第一項及び第三項の規定による計画の届出の受理

ト 第九条第二項の規定による計画の変更命令

チ 第十条の規定による防災工事の施行に関する命令

リ 第十一条第一項の規定による代執行

ヌ 第十一条第二項の規定による費用の徴収

ル 第十三条第一項の規定による裁定の申請の受理

ヲ 第十四条第一項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請の通知

ワ 第十四条第一項第四号（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の受理

カ 第十五条第一項の規定による裁定

ヨ 第十六条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知

タ 第十七条第一項の規定による裁定の申請の受理

レ 第十七条第三項の規定による裁定

ソ 第十八条第一項の規定による報告の徴収、立入調査及び測量

ツ 第十八条第二項の規定による土地の立入り

ネ 第十八条第三項の規定による通知

ナ 第十八条第七項の規定による補償

ラ 第十八条第八項の規定による市町村長への協力の要請

ム 第二十一条第一項の規定による援助

ウ 第二十一条第二項の規定による協力の要請

キ 附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定による届出及び通知の受理

ク 附則第二条第三項の規定による届出の催告

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例（令和元年宮城県条例第五十五号）の施行に関する

次のこと。

イ 貸付けの休止及び停止（第八条）

ロ 償還の猶予及び免除（第十条、第十一条）

別表第一医療人材対策室長の項に次の一号を加える。

六 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例第七条の規定による貸付けの決定

別表第一農政部長の農業振興課に係る専決事項の項第六号中チを削り、同表農業振興課長の専決事

項の項第六号ロ中「申請の公告及び」を削り、「並びに」を「」に改め、「及び公告」の下に「並び

に指定市町村の長への協議」を加え、同号へを同号トとし、同号ホ中「承認」の下に「又は業務を適

正かつ確実に実施することができると認められる者の指定」を加え、同号中ホをへとし、ニをホとし、

ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 農用地利用集積計画において賃借権の設定等を行う場合における協議への同意（第十九条の

二）

別表第一農政部長の農村整備課に係る専決事項の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条の規定による特定農業用ため池の指定及び指定の解除並びにその公示、関係市町村長からの意見の聴取並びに申出の受理

別表第一農村整備課長の専決事項の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 農業用ため池に関するデータベースの整備及び公表（第四条）

ロ 防災工事に係る代執行の公告（第十一条）

ハ 裁定の申請の公告（第十四条、第十七条）

ニ 施設管理権の設定及び存続期間の延長に関する裁定の公告（第十六条、第十七条）

別表第四農業農村整備部長の項中第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 農業用ため池の設置等の届出の受理及び情報の提供の請求（第四条）

ロ 農業用ため池の所有者等に対する勧告（第六条）

ハ 行為の許可及び国又は地方公共団体との協議（第八条）

ニ 特定農業用ため池の防災工事の計画の届出の受理及び防災工事の計画の変更命令（第九条）

ホ 防災工事の施行に関する命令（第十条）

ヘ 防災工事に係る代執行及び代執行に要した費用の徴収（第十一条）

ト 裁定の申請の受理（第十三条）

チ 裁定の申請の通知及び異議の申出の受理（第十四条、第十七条）

リ 施設管理権を設定すべき旨の裁定（第十五条）

ヌ 市町村長への通知（第十六条、第十七条）

ル 施設管理権の存続期間の延長についての裁定の申請の受理及び裁定（第十七条）

ヲ 報告徴収及び立入調査等（第十八条）

ワ 援助及び協力の要請（第二十一条）

カ 既存農業用ため池に係る届出の受理、届出の催告及び通知の受理（附則第二条）

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の項中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 農業用ため池の設置等の届出の受理及び情報の提供の請求（第四条）

イ 農業用ため池の設置等の届出の受理及び情報の提供の請求（第四条）

- ロ 農業用ため池の所有者等に対する勧告（第六条）
 - ハ 行為の許可及び国又は地方公共団体との協議（第八条）
 - ニ 特定農業用ため池の防災工事の計画の届出の受理及び防災工事の計画の変更命令（第九条）
 - ホ 防災工事の施行に関する命令（第十条）
 - ヘ 防災工事に係る代執行及び代執行に要した費用の徴収（第十一条）
 - ト 裁定の申請の受理（第十三条）
 - チ 裁定の申請の通知及び異議の申出の受理（第十四条、第十七条）
 - リ 施設管理権を設定すべき旨の裁定（第十五条）
 - ヌ 市町村長への通知（第十六条、第十七条）
 - ル 施設管理権の存続期間の延長についての裁定の申請の受理及び裁定（第十七条）
 - ヲ 報告徴収及び立入調査等（第十八条）
 - ワ 援助及び協力の要請（第二十一条）
 - カ 既存農業用ため池に係る届出の受理、届出の催告及び通知の受理（附則第二条）
- 附 則
- この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|--------|------------------|-----------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
| 古川星陵病院 | 大崎市古川南町三丁目一番三十五号 | 令和元年十月三十日 | 令和四年十月二十九日 |

○宮城県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業荒浜北部地区荒浜北部分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年十一月五日から令和元年十二月三日まで

三 縦覧場所

亙理町役場

○宮城県告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

令和元年十一月一日から令和元年十二月二日まで

○宮城県告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

令和元年十一月一日から令和元年十二月二日まで

○宮城県告示第八百七十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に係る変更の届出があった。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|---------------------------|--|---------|--|
| 登録番号 宮城第二 百六十九 号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 有限会社 蔵王苗園 代表取締役 太田 富造 刈田郡蔵王町遠刈田温泉 字小妻坂山十一番地 | 登 載 事 項 | 変 更 後 |
| | | 変 更 前 | (氏名又は名称及び住所) 有限会社 蔵王苗園 代表取締役 太田 幸子 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字 小妻坂山十一番地 |
| | | | (氏名又は名称及び住所) 有限会社 蔵王苗園 代表取締役 太田 富造 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字 小妻坂山十一番地 |

○宮城県告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る）、刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和元年十月二十一日

二 被処分者の商号又は名称等

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社加藤建設 加藤 修一 | 主たる営業所の所在地 宮城県仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号 渥美ビル二百五号 | 建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十九 第二万六百十三号 |
|-------------------------------------|--|---|

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

公共工事以外の工事に係るもの

2 営業停止期間

令和元年十一月四日から令和元年十一月十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社加藤建設は、民間工事において、違反と知りながら、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

本工事において、法第三条第一項の規定に違反して、管工事業及び消防施設工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二に定める金額以上となる工事を請け負った。

また、本工事において法第二十六条第一項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を技術者として配置した。

以上のことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第八百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻女川線

三 道路の区域

| 変 更 の 区 間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備 考 |
|-------------------------------------|-----|-------|-----------------|-----------------|---|
| 石巻市南光町二丁目六番二地先から 同市南浜町四丁目七番一地先まで | 前 A | 二〇・六 | 四〇・七 | 四〇〇・〇 | 上記 A、B 及び C は、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。 |
| | 後 B | 一四・〇 | 四〇・七 | 四〇〇・〇 | |
| | C | 九・〇 | 四三・〇 | 一三三・〇 | |

○宮城県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | |
|--|--------|--------|-----------------|-----------------|----------------------------|----|
| 変更の区間 東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から 同市野蒜字洲崎七三番一地先まで | 変更の区間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 |
| | 前A | 後B | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | |
| | 六・五〇・一 | 六・五〇・一 | 三〇四・〇 | 三〇四・〇 | | |
| | 二一・一 | 二一・一 | 三四〇・〇 | 三四〇・〇 | | |

○宮城県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|---------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 石巻女川線 | 石巻市南光町二丁目六番二地先から 同市南浜町四丁目七番一地先まで | 令和元年 十一月一日 |

○宮城県告示第八百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|---------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 奥松島松島公園線 | 東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から 同市野蒜字洲崎七三番一地先まで | 令和元年 十一月一日 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県一迫商業高等学校 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県気仙沼向洋高等学校 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年十月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一の1 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

一の2 N E C キヤピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額

一の1 七千九百四十六万四千円

一の2 二億四千三百五十三万三千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年八月三十日

雑 報

○女川町長から、公報掲載の依頼があった。

令和元年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、別冊に掲げる次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三条第一項の規定による換地処分のお知らせ、

送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を別冊のとおり公告する。

令和元年十一月一日

石巻広域都市計画事業
女川町被災市街地復興土地区画整理事業
施行者 女川町
女川町長 須田善明